

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

（あて先）下 関 市 長

届出者 住 所
 氏 名
 （連絡先：氏名 電話）

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 下 関 市
- 2 行為の着手予定日 令 和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令 和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建築）（新築・改築・増築・移転）				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外部分	合計
		(i) 敷地面積			m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用途		
(v) 緑化施設の面積 m ² (%)	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m ²

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例事務取扱要領に定める方法により算定すること。

添付図面

- 1 土地の区画形質の変更の場合
 - (1) 区域及び周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上）
 - (2) 設計図（縮尺1/100以上）
- 2 建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更の場合
 - (1) 配置図（縮尺1/100以上）
 - (2) 緑化施設の配置図（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）（縮尺1/100以上）
 - (3) 二面以上の立面図及び各階平面図（建築物に限る）（縮尺1/50以上）
- 3 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合
 - (1) 配置図（縮尺1/100以上）
 - (2) 二面以上の立面図（縮尺1/50以上）